

## 記入上の注意

「熊本県奨学のための給付金交付申請書」は次によって記入してください。

イ 申請者は、高等学校等就学支援金の受給資格を有する者の熊本県に在住する保護者等になります。

※「保護者等」とは原則、親権者ですが、親権者がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順となっています。

ロ 申請者住所は熊本県内となります。熊本県外に居住されている場合、居住している都道府県に申請してください。都道府県の担当部局及び連絡先については在籍する学校にお問い合わせください（文部科学省のホームページでも確認できます）。

ハ 保護者等が熊本県内と県外で別居している場合は、生活の本拠地としている都道府県に申請していただくことになります。詳しくは都道府県の担当者までお問い合わせください。なお、保護者等の一方でも海外赴任等により課税証明書等の提出ができなかった場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりませんので、御注意ください。

【2 生活保護の受給状況について】は次によって記入してください。

①に該当する場合は、一部早期給付を申請するときは4月1日現在の、それ以外は7月1日現在の生業扶助を受給していることがわかる生活保護受給証明書を添付してください。

②に該当する場合は、一部早期給付を申請するときは前年度の課税証明書等または個人番号が分かる書類、それ以外は今年度の課税証明書等または個人番号が分かる書類を添付してください。

【4 扶養親族等の状況について】は次によって記入してください。

イ 同一生計の家族のうち、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の被扶養者について記載し、併せて扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

ロ 生活保護受給世帯については【世帯員の状況について】欄への記入は必要ありませんが、基準日現在で生活保護を受給していることの証明書を提出する必要があります。

## 留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。

ロ 1人の高校生等が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ハ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。